

鹿角広域行政組合消防本部からのお知らせ

消防法が改正されました

従来、ガソリンの携行缶は金属製と限定されていましたが、消防法改正により令和6年3月1日から一部のプラスチック製容器についても消防法適合の運搬容器として認められることになりました。

消防庁次長通知 令和5年9月19日付 消防危第249号（告示第68条の4関係）

新たに認められるプラスチック製容器について

① 容器にUN表示及び容器記号3H1が記されていること



② 容積（容量）が10リットル以内であること

ガソリン用プラスチック製運搬容器の最大容量は「危険物の規制に関する規則」別表第3の2により10リットル（プラスチック容器・危険物等級II）とされています。10リットルを超えるプラスチック容器も市販されていますが、それらで危険物を運搬することは消防法違反となりますので注意が必要です。

③ 当該容器は製造日から5年以内のものであること

製造日から5年を経過したものは危険物運搬容器として認められません。（写真③）

ガソリン用プラスチック製容器の概要

○A社製

内容量 : 5リットル、10リットル
材質 : 高密度ポリエチレン
収納油種 : ガソリン（第四類第一石油類、危険物等級II）
製造国 : カナダ
UN表示 : 有（3H1、プラスチックジェリカン（天板固着式））



○B社製

内容量 : 5リットル
材質 : 高密度ポリエチレン
収納油種 : ガソリン（第四類第一石油類、危険物等級II）
製造国 : 中華民国
UN表示 : 有（3H1、プラスチックジェリカン（天板固着式））



お問い合わせ先 鹿角広域行政組合 消防本部警防予防課 0186-22-7325
消防署0186-23-4975 十和田分署0186-35-2006 小坂分署0186-29-2119